

# 第3回「ふるさとあおもり景観賞」募集要領

「ふるさとあおもり景観賞」は、県内の良好な景観づくりに貢献している、まちなみ景観や屋外広告物、まちづくり活動等を表彰することにより、ふるさと青森の個性を生かした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりに寄与することを目的に実施するものです。以下の要領に従い、ご応募ください。

## 1 募集対象

### (1) まちなみ・地域景観部門

青森県内において、まちなみや建築物等で、良好な景観づくりのための配慮、工夫が優れているもの

【例】○デザイン性に優れ、意匠、形態等が周囲の雰囲気や環境に調和した建築物

○植栽やイルミネーション等で演出された心地よいまちなみ

○豊かな自然景観と調和した美しい農村集落

○新しい建築物であっても、歴史や文化などの地域特性を活かした趣のある景観

○自然環境をうまく取り入れたり、遠景としての自然景観に配慮した建築物

### (2) 屋外広告物部門

青森県内において、設置された屋外広告物で、良好な景観づくりのための配慮、工夫が優れているもの（はり紙、はり札、立看板等簡易なものは除く）

【例】○周辺の環境と調和し、地域の美観の向上に寄与している屋外広告物(広告板、壁面広告、広告塔等)

○地域の歴史的、文化的背景を活かしたデザインの屋外広告物

### (3) まちづくり活動部門

青森県内における良好な地域の景観づくりの推進を目的とした個人又は団体の活動

【例】○地域の優れた自然環境を保全するための維持管理や清掃などの活動

○良好な沿道景観づくりを目的とした道路への植栽や維持管理等の活動

○良好な景観づくりを目的とした伝統的なまちなみ保全等の活動など

## 2 募集期間

平成22年4月1日(木)～平成23年1月31日(月)

## 3 審査基準

応募作品の審査は、主催者が実施する審査会において、次の基準に基づき行います。

(1) まちなみや周辺の景観と調和がとれていること

(2) デザイン性に優れていること

(3) 創意工夫に富んでいること

(4) 関係法令に適合していること

(5) 良好な地域の景観づくりに寄与した活動であること…まちづくり活動部門

まちなみ・地域景観部門

屋外広告物部門

## 4 応募方法

(1) 個人又は法人の代表者、建築主、設計者等による自薦

(2) 第三者の推薦による他薦

(3) 一人で何点でも応募できます。ただし、過去に同様の表彰(市町村の景観賞等)を受けたものは応募できません。

(4) 別紙様式による応募申込書に所定の事項を記入し、写真等を添付のうえ、下記応募先まで提出してください。

①まちなみ・地域景観部門、屋外広告物部門の貼付写真は

まちなみ景観や風景、屋外広告物等、周辺の状況もあわせて確認できるもの数枚程度

②まちづくり活動部門の貼付写真は

活動状況が確認できるもの数枚程度

※まちづくり活動部門の場合、活動状況などがわかる資料があれば添付してください。

(5) 応募申込書を持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時までとします。

(6) 郵送の場合は、1月31日必着です。

(7) 応募申込書は、青森県都市計画課のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/keikan/keikan.html>

## 5 表彰

次のとおり各部門ごとに原則1点選定し、表彰状及び記念品を授与します。

(1) まちなみ・地域景観部門

(2) 屋外広告物部門

(3) まちづくり活動部門

※第三者の推薦者が応募したものが入賞した場合は、別途推薦者も表彰します。

## 6 表彰式

平成23年度に開催する景観フォーラムにおいて表彰します。

## 7 その他

応募申込書に添付した写真の著作権は主催者に帰属し、原則として返却しません。

なお、応募していただいた写真等は、景観フォーラムにおいて掲示する等、景観の普及啓発に活用させていただきますので、ご了承ください。

また、応募用紙にご記入いただいた個人情報につきましては、ふるさとあおもり景観賞の目的以外には使用しません。

## 8 応募先(問い合わせ先)

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1

青森県 県土整備部 都市計画課 (県庁舎東棟6階)

TEL 017-734-9683

FAX 017-734-8196

※Eメールでの応募はご遠慮ください。